

学校いじめ防止基本方針

新温泉町立温泉小学校

I 学校の基本方針

- いじめは全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものであることを十分に認識した上で、全ての子どもたちが安心して学校生活を送り、生き生きと様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを許さない環境づくりと指導・連携の体制を充実する。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを知りながら放置することがないように指導を徹底する。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、学校、家庭、地域及びその他の関係機関の連携協力の下、いじめの問題を克服するとともに、いじめの未然防止に努める。

II いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係に他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめについての基本的認識は、以下のとおりとする。

- ① どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命や身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

2 子どもの発達期の特徴といじめ防止等について

小学校低学年、高学年ではそれぞれに発達期の特徴があり、それらをふまえたいじめ防止等のあり方、指導の連携が重要である。

(1) 小学校低学年

大人が教える中で善悪についての理解と判断ができるようになり、言語能力や認識力も高まるとともに、自然等への関心が増える時期である。しかし、少子化や遊びの形態の変化等による子ども同士のふれ合いや自然体験等の減少から、その発達段階として必要な社会性を十分身に付けないうまま入学し、集団生活になじめない、いわゆる「小1プロブレム」が顕在化することもある。

この時期には、「人として、行ってはならないこと」についての理解や集団ルールを守る態度な

ど、善悪の判断や規範意識の基礎の形成、自然への畏敬や美しいものに感動する心を持つなど感性の涵養が重要である。また、自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、相手の気持ちになって考え、温かい心で他者に接する態度を身に付けさせることも重要である。

また、オンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、相手を傷つける場合もあることを、子どもの状況に応じて考えさせることが大切である。

(2) 小学校高学年

自分のことを客観的にとらえたり、自己肯定感を持つようになったりする時期であるが、一方では発達の個人差も顕著になりはじめ、劣等感を持ちやすくなる時期でもある。また、集団活動に主体的に参加する中で、集団の決まりを理解したり、自分たちの決まりを作ったりするようになるが、一部には、閉鎖的な集団をつくったり、付和雷同的な行動をとることも見られる。

この時期には、自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養し、集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成を図るとともに、公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしようとする態度を身に付けさせることが重要である。

また、インターネット上の書き込みが人を傷つけたり、自分がトラブルに巻き込まれたりする危険性があることを理解させるなど、情報モラルの基礎を培うことも必要である。

3 いじめの現状

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、背景には次のような状況が見られる。

(児 童)

- ① 都市化・少子化により群れて遊ぶ経験が減少し、人間関係を結ぶ力が低下している。
- ② 人と違うことを気にしすぎる、あるいは、認められない風潮が見受けられる。
- ③ 児童の集団には、意図的に孤立させたりする集団構造特有の問題が潜む場合がある。

(社 会)

- ① 保護者や地域住民が学校の教育活動に参加する割合は高い。
- ② 家庭環境の変化に伴い、地域社会の絆が希薄化し、保護者間のつながりや子育てに関する情報共有が難しくなるとともに、人間関係を深める機会が減少している。
- ③ 人権意識の高揚が求められる一方で、倫理観の希薄化等が指摘されており、大人社会の有り様が子どもに影響を与えている。
- ④ メディアが伝える情報の中には、他人の弱みを笑いものにしたり暴力的な場面を写したりする情報も含まれている。また、インターネットを通じて犯罪に巻き込まれたり、誹謗中傷などのいじめや暴力行為に発展したりする事例が増加している。
- ⑤ いじめについて調査をし、報道することは社会的な啓発につながるものであるが、その際、児童の尊厳を保持することや、いじめの連鎖等の危険性をはらんでいることにも留意することが求められる。

(いじめの状況)

- ① 仲間はずれや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが増加し、誰でも加害者や被害者になったり、いじめが長期間にわたり潜在化したりする場合がある。
- ② インターネットを通じて行われるいじめは、学校や家庭で発見しにくく、発・受信者が広範囲に及ぶ場合もある。このことは、中高生のみならず、小学生でも起こっている。

4 いじめ問題の克服に向けた基本的な取組の方向

いじめ問題の克服に向けては、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たしつつ、一体となって児童一人一人の人的成長を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。また、ケースによっては、町教育委員会の指導の下、町長部局や警察等の関係機関とも緊密な連携を図りながら、一体となって取り組んでいくことが重要である。

このことを前提として、基本的な取組の方向を「**個の成長**」「**豊かな人間関係**」「**組織的な取組**」「**いじめ問題への理解**」の4点とする。

【個の成長】 自分で判断し行動できる人間に児童を育てる。

- (学校) 学級活動、児童会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動や携帯電話の使用のルールづくり等について自分たちで考え実行させる。教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する。
- (家庭) 子どもの個性を尊重し、得意分野を伸ばし積極的な生き方を身につけさせる。地域での異年齢交流などへの参加を促し、人間関係を結ぶ力を育てる。
- (地域) 地域の子どもは地域で守り育てるなど地域の教育支援機能を活性化する。

【豊かな人間関係】 児童同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。

- (学校) 教育活動全体を通じて自己有用感や規範意識を醸成する。また、生命や人権を尊重する教育を推進し、児童の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行う。また、障害のある児童と障害のない児童との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進する。
- (家庭) 親子の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切である。その中で他者への思いやりや生命の大切さを教える。
- (地域) 地域での遊びや活動を通して、幅広い人間関係の在り方や自分の生き方を学ぶ機会をつくる。

【組織的な取組】 いじめの問題に組織的に取り組む。

- (学校) 学校いじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期発見・対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、家庭・地域との連携強化を図る。
- (家庭) 悩み等を打ち明けられる雰囲気づくりなど、子どもの変化に気づくことができる親子関係を築く。また、我が子がいじめの被害にあった場合は全力で守り、あるいは、いじめに関わった場合は相手の子どもの立場に立ってどうすべきかを共に考える。
- (地域) いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域住民による見守り活動や学校への情報提供など、学校や家庭との連携を推進する。

【いじめの問題への理解】 いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

- (学校) 教職員の共通理解の下、いじめの防止等の重要性について、児童への指導や保護者・地域への啓発に取り組む。
- (家庭) いじめが重大な人権侵害であることを、保護者向け啓発資料等を活用して家庭での話し合いを通じて深く認識する。また、学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話等の使用時間や活用方法等について家庭で話し合う。
- (地域) 学校・教育委員会等からの資料を活用し、地域の会合等で大人社会の有り様も含め、いじめの問題の解消に向けて共通理解を図る。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合」で、いじめをうけた児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合などが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、質問票の使用その他の適切な方法により調査し、対策委員会を開き、判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという相談を受けた場合は、対策委員会を開き、適切に対応する。

2 重大事態への対応

いじめ防止対策委員会が重大事態と判断した場合、直ちに、町教育委員会に報告するとともに、学校が丸となって、いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有する第三者等を加えた組織で調査し、公平性・中立性が確保されるよう努め、事態の解決にあたる。

〈生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合〉

- ・速やかに町教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。そして、教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を一本化し、誠実な対応に努める。

3 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

情報モラルに関する教職員の指導力の向上を図るとともに、インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童、保護者への啓発に努める。

(1) 体制の整備

- ア 児童、教職員及び保護者に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習・研修を進める。
- イ 児童が自分たちで考え実行するいじめ防止の活動や携帯電話の使用等のルールづくりなどを推進する。
- ウ インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

(2) 防止等の啓発

児童、保護者、教職員に対して、インターネットを通じて発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他、情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、あるいは、効果的に対処することができるよう啓発する。

また、保護者に対しては、法令等の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

4 家庭・地域との連携

(1) 家庭や地域への啓発

学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を設けるとともに、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、保護者研修会やホームページ・学校だより等により啓発し連携協力関係を深める。

(2) 家庭・地域からの協力

町青少年育成協議会、町連合PTA、単位PTA、学校評議員、学校支援地域本部などとの連携により家庭・地域の理解、教育活動への協力・支援の取組を進め、地域ネットワーク化を図る。

5 関係機関との連携

(1) 町教育委員会との連携

ア 迅速な報告、相談、対応等についての連携強化。

イ いじめ対応ネットワーク会議による関係機関、学校、教育委員会の連携促進。

(2) 警察等との連携

ア 定期的な学校警察連絡協議会等の開催、犯罪行為については早期の相談・通報。

イ 家庭の要因等の支援に向け、関係課・こども家庭センター等との連携。

IV その他、基本方針に係る事項

- いじめの問題への対応に当たっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が重要であり、その中核となるのが校内委員会である。

この委員会には、次の機能が必要であり、明確に校務分掌に位置づける。

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ② いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- ③ いじめに関する児童、保護者及び地域に対する意識啓発
- ④ いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ⑤ いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ⑥ いじめの情報やいじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
- ⑦ いじめ防止等についてPDCAサイクルによる検証・改善等

- 「学校いじめ防止基本方針」は、学校の教育の充実、及び一層の生活指導の充実を図っていく上での、教職員の指導力・意識の向上、組織体制における共通理解の重要性や対応など、基本的な在り方を示すものとして、教職員全体で認識し、年度ごとに見直しを図っていくものとする。